令和８年度第６回農業委員会総会　議事録

１．開催日時　　令和８年９月１０日（木）　午後１時３０分から午後２時５０分

２．開催場所　　鳥取市人権交流プラザ　３階　大ホール

３．出席委員　　（１７名）

会　長	９番	濱　田　　香	会長職務代理者	１２番	石　谷　　隆
委　員	２番	吉　浦　雅　子	委　員	１３番	福　安　　修
〃	３番	川　西　仁　志	〃	１４番	竹　森　　潔
〃	５番	若　狭　さつき	〃	１５番	小　林　光　徳
〃	６番	小　林　香　代	〃	１６番	山　根　一　美
〃	７番	田　中　ありさ	〃	１７番	松　田　壽　弘
〃	８番	建　部　憲　二	〃	１８番	藏　内　敏　博
〃	１０番	竹　内　七　郎	〃	１９番	山　田　準　二
〃	１１番	西　尾　真　帆			

４．欠席委員　　（２名）

委　員	１番	砂　川　重　雄	委　員	４番	中　村　　精

５．農地利用最適化推進委員　（３５名出席）

鳥　取	太　田　　忍	湖　東	川　原　篤　史	佐治町	小　谷　　章		
〃	安　場　　信	〃	竹　本　芳　明	〃	山　下　増　治		
邑　美	雨　河　雅　裕	国府町	山　﨑　寿　幸	気高町	角　田　　完		
〃	懸　樋　和　彦	〃	山　脇　　隆	〃	浜　辺　信　康		
せんだい	有　田　　裕	福部町	田　中　道　夫	〃	山　下　泰　之		
〃	森　本　寿　夫	〃	山　根　貴世子	鹿野町	井　上　博　愛		
高　草	青　木　善　美	河原町	有　田　直　政	〃	武　部　　仁		
〃	内　田　洋之助	〃	荻　原　　誠	〃	橋　本　和　夫		
〃	前　田　　洋	〃	高　田　三　朗	青谷町	井　上　智　朗		
湖　南	稲　村　謙　二	〃	山　田　勝　好	〃	大　石　剛　史		
〃	松　田　瞬　志	用瀬町	池　本　和　明	〃	花　原　伸　幸		
湖　東	浦　濵　克　代	〃	西　村　　勝				

６．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議事

議案第　２７　号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第　２８　号	農地法第４条の規定による許可申請について
議案第　２９　号	農地法第５条の規定による許可申請について
議案第　３０　号	非農地証明について
議案第　３１　号	鳥取市農用地利用集積等促進計画案について

第３　報告事項

（１）　農地法第４条第１項第７号の規定による届出書の受理について
（２）　農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について
（３）　農地法第４条第１項第８号の例外規定による届出書（農業用施設）の受理について
（４）　農地転用事業計画の変更に係る届出について
（５）　農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について
（６）　公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について

７．事務局　　川口局長　太田局長補佐　近藤係長　福田主任　小出主事

８．会議内容

	開会：午後１時３０分
川　口　局　長	ただ今から、令和８年度第６回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 （会長あいさつ）
川　口　局　長	まず、定足数の確認ですが、委員１９名中１７名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第４条第１項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議　　長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員を指名します。 議事録署名委員は、議席番号５番の若狭委員、６番の小林香代委員にお願いします。
議　　長	議事に入ります。議案第２７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	申請がありましたのは、３８番から４８番の１１件ですが、整理番号４８番につきましては、譲渡人から取下書が提出されております。また、先月は審議を保留した整理番号２９番について、申請書類が整い現地調査も行いましたので、合計１１件を御審議いただきたいと思います。 整理番号２９番は、河原町北村の田で、売買による所有権移転です。 整理番号３８番は、福部町湯山の畑で、売買による所有権移転です。 整理番号３９番は、国府町大石の畑で、贈与による所有権移転です。 整理番号４０番は、数津の田で、売買による所有権移転です。 整理番号４１番は、向国安の田で、贈与による所有権移転です。 整理番号４２番は、用瀬町古用瀬の畑で、贈与による所有権移転です。 整理番号４３番は、青谷町奥崎の畑で、贈与による所有権移転です。 整理番号４４番は、青谷町亀尻の田で、売買による所有権移転です。 整理番号４５番は、松上の田で、贈与による所有権移転です。 整理番号４６番は、用瀬町安蔵の畑で、贈与による所有権移転です。 整理番号４７番は、徳吉の畑で、贈与による所有権移転です。 いずれも、申請内容は農地法第３条第２項各号の許可をすることができない事項に該当していないと見受けられ、許可要件を満たしているものと思われます。
議　　長	それでは、整理番号２９番を審議します。 担当の有田直政推進委員、報告をお願いします。
有田（直）委員	９月３日に田中農業委員、事務局、譲受人と私で、現地を確認しました。 譲渡人はこれまで別の集落にお住まいでしたが、この集落の空き家を購入し、引っ越して来られました。その際、農地も併せて売買することになったようです。野菜類を栽培した経験もあり、近隣の方々に手伝ってもらいながら営農するとの意向です。
議　　長	引き続き、担当の田中農業委員、報告をお願いします。
田中（あ）委員	有田直政推進委員から報告があったとおりで、許可することに問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号２９番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。

	（異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号３８番を審議します。担当の山根推進委員、報告をお願いします。
山根（貴）委員	９月９日に若狭農業委員、事務局と私で、現地確認を行いました。 申請地は浜湯山集落近くの畑で、耕作放棄地や無断転用地ではありません。現状のまま畑として利用するもので、地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保にも支障は生じません。
議　　長	引き続き、担当の若狭農業委員、報告をお願いします。
若　狭　委　員	山根推進委員から報告があったとおりで、許可することに問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号３８番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号３９番を審議します。担当の山田農業委員、報告をお願いします。
山田（準）委員	９月４日に吉永推進委員、事務局、譲渡人と私で現地確認を行いました。 譲渡人はこの集落で生まれ育った方で、譲受人とは親子の関係です。申請地は山中の畑ですが、譲渡人の両親も含め、三世代で管理していきたいとのことでしたので、問題ないと判断しました。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号３９番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号４０番を審議します。担当の太田推進委員、報告をお願いします。
太　田　委　員	９月１日に濱田農業委員、事務局、譲受人と私で、現地確認を行いました。 申請地は数津と馬場と西大路の真ん中の水田です。譲受人は隣接地を耕作しており、水稲の他にもトマトを水耕栽培しています。許可することに問題なく、むしろ休耕地だった農地を耕作してもらえることを嬉しく思います。
議　　長	担当農業委員は私ですが、補足の説明はありません。太田推進委員から報告があったとおり、許可することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号４０番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）

議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号４１番を審議します。担当の森本推進委員、報告をお願いします。
森本委員	９月３日に建部農業委員、事務局と私で、現地確認を行いました。 申請地は圃場整備された優良農地の中にあり、周辺はすべて水田です。申請の内容について、問題はありません。
議　　長	引き続き、担当の建部農業委員、報告をお願いします。
建部委員	森本推進委員が詳しく報告してくれたとおり、許可することに問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号４１番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号４２番を審議します。担当の池本推進委員、報告をお願いします。
池本委員	８月３１日に川西農業委員、西村推進委員、事務局と私で現地確認を行い、譲受人にも立ち会ってもらい聴き取りしました。譲渡人と譲受人は親子の関係であり、贈与しようとするものですが、現在も譲受人が野菜を栽培しています。
議　　長	引き続き、担当の川西農業委員、報告をお願いします。
川西委員	池本推進委員が報告してくれたとおり、許可することに問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号４２番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号４３番を審議します。担当の花原推進委員、報告をお願いします。
花原委員	９月１日に竹森農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。 譲渡人はこの集落の出身で実家が空き家になっていましたが、現在は譲受人が賃貸して暮らしています。このたび、家に併せて隣接する畑を譲り受けることになったようです。譲受人は五本松果樹団地で梨を栽培しており、申請地でも梨などを作付けする予定です。
議　　長	引き続き、担当の竹森農業委員、報告をお願いします。
竹森委員	花原推進委員が報告してくれたとおりであり、許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号４３番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。

	（異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号４４番を審議します。担当の井上智朗推進委員、報告をお願いします。
井上（智）委員	９月１日に竹森農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認し、申請代理人の行政書士にも立ち会ってもらいました。 譲受人は東京出身ですが鳥取に移住し、リモート等で仕事をされています。このたび、空き家になっていた古民家を購入し、隣接する農地を家庭菜園として利用するものです。
議　　長	引き続き、担当の竹森農業委員、報告をお願いします。
竹　森　委　員	井上智朗推進委員が報告してくれたとおり、許可することに問題ないと判断します。 申請地は今のところ休耕地ですが、譲受人は農業を楽しみたいと言っておられました。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号４４番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号４５番を審議します。担当の青木推進委員、報告をお願いします。
青　木　委　員	９月２日に小林光徳農業委員、事務局、私、申請代理人の行政書士で、現地を確認しました。 譲受人は地元集落の出身で、実家近くの農地を譲り受けるものです。申請地の現状は畑であり、引き続き畑として耕作する予定です。
議　　長	引き続き、担当の小林光徳農業委員、報告をお願いします。
小林（光）委員	青木推進委員が報告してくれたとおり、相続した農地を遠戚にあたる譲受人へ譲渡するものですので、問題はありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号４５番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号４６番を審議します。担当の池本推進委員、報告をお願いします。
池　本　委　員	８月３１日に川西農業委員、西村推進委員、事務局と私で、現地を確認しました。 申請地は農道横の小さな畑ですが今は耕作されていません。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、この農地を譲り受けるものです。譲受人は高齢ですが、息子さんと一緒に農業をされていますので、問題ないと思います。
議　　長	引き続き、担当の川西農業委員、報告をお願いします。
川　西　委　員	池本推進委員が報告してくれたとおり、許可することに問題ありません。

議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号４６番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号４７番を審議します。担当の浦濵推進委員、報告をお願いします。
浦濵委員	８月３１日に山根農業委員、事務局、私で現地確認を行い、申請代理人の行政書士にも立ち会ってもらいました。 譲受人はアメリカ国籍ですが、永住しておられ、配偶者は日本の方です。この集落にも長年住んでいて、自宅近くの畑を譲り受けることになったようです。
議　　長	引き続き、担当の山根農業委員、報告をお願いします。
山根(一)委員	浦濵推進委員から報告があったとおり、譲渡人は地域の共同作業等にも参加しており、近隣の方からも評判は良いです。許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号４７番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で、議案第２７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を終わります。 それでは、議案第２８号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	申請がありましたのは、整理番号７番、８番の２件です。 整理番号７番は叶で、転用目的は住宅敷地の拡張です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。 整理番号８番は気高町下坂本で、転用目的は農業用施設です。農地区分は、農用地区域内農地で、許可根拠は農用地利用計画指定用途です。
議　　長	では、整理番号７番を審議します。担当の太田推進委員、報告をお願いします。
太田委員	これまでに農業委員会総会で許可相当と判断された農地転用申請に関連するものです。所有する農地はこれまで休耕田でしたが、耕作を再開するようになったため、都市計画法の制限が緩和され、住宅を拡げられるようになりました。
議　　長	担当農業委員は私です。太田推進委員から報告があったとおり、許可することに問題ないと判断します。営農再開ということですので、農業も頑張ってもらいましょう。 では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号７番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）

議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号８番を審議します。担当の山下泰之推進委員、報告をお願いします。
山下(泰)委員	９月３日に石谷農業委員、事務局、申請者と私で現地確認を行いました。 申請者はこの地域の若手農業者で、水稲を中心に約１１haほど営農しています。申請地は県道沿いの水田で、ここを農業機械やトラック置場にしたいという内容です。
議　　長	引き続き、担当の石谷農業委員、報告をお願いします。
石 谷 委 員	山下泰之推進委員の報告のとおり、許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号８番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で、議案第２８号「農地法第４条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第２９号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	申請がありましたのは、整理番号１４番から１９番の６件ですが、整理番号１５番は事業計画の撤回により、申請は取下げとなりました。また、整理番号１９番についても、譲渡人から取下書が提出されております。 整理番号１４番は気高町日光で、転用目的は進入路です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。 整理番号１６番は佐治町葛谷で、転用目的は蓄電池設置です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は代替地なしとしています。 整理番号１７番は気高町北浜一丁目で、転用目的は住宅建築です。農地区分は、土地区画整理事業施行区域に該当するため、第３種農地と判断し、原則許可となります。 整理番号１８の申請地は佐治町巻谷で、転用目的は墓地です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は代替地なしとしています。
議　　長	それでは、整理番号１４番を審議します。 担当の山下泰之推進委員、報告をお願いします。
山下(泰)委員	９月３日に石谷農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。 譲渡人はこの集落の出身ですが市外に居住しており、申請地は定期的に草刈りして管理する程度です。譲受人は高齢であるため、自宅への進入路を拡幅し、手摺りを設置したいという内容です。
議　　長	引き続き、担当の石谷農業委員、報告をお願いします。
石 谷 委 員	山下泰之推進委員の報告のとおり、自宅前まで車が入れるようにするものです。周辺の営農条件にも支障はなく、許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）

議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１４番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号１６番を審議します。担当の小谷推進委員、報告をお願いします。
小谷委員	９月７日に福安農業委員、山下増治推進委員、事務局、私で現地確認を行い、申請代理人の行政書士にも立ち会ってもらいました。 申請地は、国道４８２号と佐治川に挟まれており、周辺の農地には影響がありません。チェックシートに照らしても、全ての項目で問題なしと考えます。
議　　長	引き続き、担当の福安農業委員、報告をお願いします。
福安委員	小谷推進委員の報告のとおり、許可することに何ら問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１６番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号１７番を審議します。担当の浜辺推進委員、報告をお願いします。
浜辺委員	９月４日に吉浦農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。 土地を分筆し転用するものですが、もう１筆は既に転用許可済みです。昭和６０年頃に土地区画整理事業が施行された地域で、周辺営農条件等に影響はありません。
議　　長	引き続き、担当の吉浦農業委員、報告をお願いします。
吉浦委員	浜辺推進委員の報告のとおり、許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１７番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号１８番を審議します。担当の小谷推進委員、報告をお願いします。
小谷委員	９月１日に福安農業委員、事務局、私で現地確認を行い、申請人の親族にも立ち会ってもらいました。 申請地は集落奥の農地で、その一部を墓地にしたいという申請です。チェックシートに照らしても、全ての項目で問題なしと考えます。
議　　長	引き続き、担当の福安農業委員、報告をお願いします。
福安委員	小谷推進委員の報告のとおり、許可することに何ら問題ないと判断します。

議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１８番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で、議案第２９号「農地法第５条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第３０号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	申請がありましたのは、整理番号４８番から５６番の９件です。 申請地の所在、該当事由、現況等につきましては議案書に記載のとおりですので、ご確認ください。
議　　長	それでは、整理番号４８番を審議します。 担当の懸樋推進委員、報告をお願いします。
懸樋委員	９月１日に藏内農業委員、事務局、申請者と私で、現地を調査しました。 申請地は住宅敷地の一部になっています。大字界にあたるためか、昭和５２年に住宅を建築した際、手続きが漏れていたようです。基準の４番に該当し、非農地として証明することに問題はありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、それぞれ採決に移ります。 整理番号４８番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 次に整理番号４９番を審議します。担当の稲村推進委員、報告をお願いします。
稲村委員	９月１日に松田農業委員、事務局と私で、現地を調査しました。 以前は申請地に倉庫が建っていましたが、今は取り壊されて墓地だけが残っています。基準の４番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、それぞれ採決に移ります。 整理番号４９番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 次に整理番号５０番を審議します。担当の竹本推進委員、報告をお願いします。
竹本委員	９月７日に山根農業委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地は住宅と倉庫の横で、現状は駐車場になっている土地です。周囲にも全く問題が無く、基準の４番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。

（質疑・意見なし）

議　　長　無いようですので、それぞれ採決に移ります。
整理番号５０番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。
（異議なし）

議　　長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
次に整理番号５１番を審議します。担当の橋本推進委員、報告をお願いします。

橋本委員　８月３１日に砂川農業委員、井上博愛推進委員、事務局、申請者と私で現地を調査しました。
申請地の周辺は進入路が無く、荒地になっています。自然潰廃し農地復旧が困難であるため、基準の３番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。

議　　長　質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議　　長　無いようですので、それぞれ採決に移ります。
整理番号５１番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。
（異議なし）

議　　長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
次に整理番号５２番を審議します。担当の浜辺推進委員、報告をお願いします。

浜辺委員　９月４日に吉浦農業委員、事務局と私で現地を調査しました。
申請地は昭和６０年頃に土地区画整理事業が施行された地域ですが、長年畑として利用されておらず、雑草が生い茂っています。自然潰廃し農地復旧が困難であるため、基準の３番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。

議　　長　質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議　　長　無いようですので、それぞれ採決に移ります。
整理番号５２番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。
（異議なし）

議　　長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
次に整理番号５３番を審議します。担当の山田農業委員、報告をお願いします。

山田（準）委員　９月４日に吉永推進委員、事務局、申請者と私で現地を調査しました。
申請地は山中に位置し、一部は杉が植えられているほか、雑木が繁茂しています。この地域では本件申請地以外にも山の中にも水田があったのですが、現在では山林化しています。周辺の土地も含めて非農地と判断しました。自然潰廃し農地復旧が困難であるため、基準の３番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。

議　　長　質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議　　長　無いようですので、それぞれ採決に移ります。
整理番号５３番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。
（異議なし）

議　　長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

	次に整理番号５４番を審議します。担当の前田推進委員、報告をお願いします。
前　田　委　員	９月４日に中村農業委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地は県道横の駐車場で、一部は道路敷になっています。背後地の住宅とは高低差があるため、開発できなかったようです。基準の４番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、それぞれ採決に移ります。 整理番号５４番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 次に整理番号５５番を審議します。担当の西村推進委員、報告をお願いします。
西　村　委　員	８月３１日に川西農業委員、池本推進委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地は住宅地の一画にある倉庫の敷地で、その倉庫は平成６年に建築されています。基準の４番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、それぞれ採決に移ります。 整理番号５５番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 次に整理番号５６番を審議します。担当の井上智朗推進委員、報告をお願いします。
井上（智）委員	９月１日に竹森農業委員、事務局、譲受人と私で現地調査し、申請代理人の行政書士にも立ち会ってもらいました。 申請地は昭和４５年頃に建築された住宅の敷地になっています。基準の４番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第３０号「非農地証明について」を終了します。 続きまして、議案第３１号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用しようとする農地の面積は、田　７０，９９２㎡、畑　１６，７４９㎡、その他施設用地が１２０㎡で、権利種別の内訳は、賃借権が２０件、使用貸借による権利は４４件で、合計６４件です。 また、利用権の移転が１６２件あり、田　３５０，４４２．８０㎡となっています。これは家族経営から法人化したことに伴うものです。 農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。

議　　長	一括で質問・意見を受け付けます。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 議案第３１号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 （１）農地法第４条第１項第７号の規定による届出書の受理について （２）農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について （３）農地法第４条第１項第８号の例外規定による届出書（農業用施設）の受理について （４）農地転用事業計画の変更に係る届出について （５）農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について （６）公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
議　　長	以上で本日の審議を終了したいと思います。 これで令和８年度第６回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会　午後２時５０分